

この度、健康福祉課健康推進室に勤務する女性職員が、令和2年4月から令和5年10月まで、長年にわたって恒常的に遅刻を繰り返し、遅刻を隠ぺいするため、同僚にタイムカードの打刻をさせ、始業時刻前に出勤していたように偽っていました。同僚の男性職員は、虚偽の出勤時刻の打刻であることを認識しながら、女性職員の遅刻を上司に報告することなく、長年にわたって打刻を続けていました。

また、美里町近代文学館小牛田図書館に勤務する男性職員は、パワー・ハラスメントについて上司から二度にわたって注意を受けていたにも関わらず、再度、パワー・ハラスメントを繰り返しました。

これらのことは、町職員の資質に著しく欠けるものであり、美里町職員全体の信用を失墜させる極めて不名誉な行為であることから、令和5年11月27日付けで懲戒処分を行いました。

今回の美里町職員の懲戒処分に関し、町民の皆様に対し大変なご迷惑をおかけしましたこと、また、町政への信頼を著しく失墜させてしまったことに関しまして、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。

今回の事件を深く反省するとともに、このような事案が再び起きることのないよう再発防止に全力で取り組み、職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

令和5年11月28日

美里町長 相澤清一